

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び出雲市契約規則(平成17年出雲市規則第41号)第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月13日

出雲市長 飯塚 俊之

記

1 入札に付する物件(車両)

区分番号	物 件 名	台 数	予定価格	入札保証金
2025-06-04	ダイハツ ハイゼットカーゴ(4WD) 消防団積載車 平成18年式 No.4	1 台	50,000 円	5,000 円

※予定価格とは、あらかじめ出雲市が定めた最低売払価格(消費税及び地方消費税を含む)をいう。

2. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者ではないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者ではないこと。
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 前記(2)から(5)までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 出雲市が定める出雲市インターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

- (9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していること。
- (10) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3. 入札参加申込期間及び申込先

- (1) 申込期間
令和8年1月14日（水）13時から令和8年2月3日（火）14時
- (2) 申込先
紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）上

4. 入札参加申込みの方法

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みの手続を行うこと。
- (2) 参加申込み（本申込み）は、(1)の仮申込みの手続きが完了した後、「公有財産売却一般競争入札参加申込書」及び「受付確認書」に添付書類を添え出雲市に提出すること。

5. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、出雲市が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者の名義で納付しなければならない。なお、入札保証金の納入に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 落札者が、出雲市が定める契約締結期限まで契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金は出雲市に帰属するものとする。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当するとき及び契約を締結しないときを除き契約締結後に還付する。

6. 入札参加資格の付与

出雲市は、4の参加申込み（本申込み）をした入札参加希望者のうち、納付期限までに入札保証金を納付した者について、入札参加資格を付与するものとする。

7. 入札物件の公開期間及び場所等

【車両下見期間】

令和8年1月15日（木）から令和8年2月2日（月）
平日：10時から16時（事前予約要）

【問合せ先】

出雲市消防本部警防課消防団係（車両担当） 電話（0853）21-6923

【場所】

出雲市渡橋町 2 5 3 番地 1 出雲市消防本部

8. 入札の期間及び場所

(1) 入札期間

令和 8 年 2 月 1 7 日（火） 1 3 時から令和 8 年 2 月 2 4 日（火） 1 3 時

(2) 場 所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

9. 入札の方法

(1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。

なお、この登録は一度しか行うことができない。

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

10. 開札の日時及び場所

開札は、入札を行った場所において、入札の終了後直ちに行う。

11. 落札者の決定方法

入札期間終了後、出雲市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在するときは、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

12. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のないもの、及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行ったもののした入札並びに出雲市インターネット公有財産売却システムガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13. 入札又は開札の中止

天災その他やむ得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

この中止により入札者などに損害が発生した場合、出雲市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負わない。

14. 契約締結及び契約保証金

(1) 契約締結

落札者は、令和 8 年 3 月 5 日(木)までに、出雲市が定めた契約保証金を納付のうえ、契約を締結しなければならない。

(2) 契約保証金

5 の (2) により、入札保証金を契約保証金に充当する。

15. 売払代金の納入

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当された入札保証金）を差引いた金額となる。

契約を締結した者は、令和8年3月10日（火）14時30分までに、出雲市が交付する納入通知書により当該契約に係る代金を納付しなければならない。

16. 所有権の移転及び名義変更

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納した時に移転する。

（不動産は、その後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の権利移転を行う。）

(2) 売払物件の売払代金完納後の引渡しに要する費用等は、落札者の負担とする。

(3) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

17. その他

(1) 詳細は、出雲市インターネット公有財産売却ガイドラインによる。

(2) 契約条項を示す場所及び手続に関する問い合わせ先

出雲市消防本部 警防課 消防団係

住 所：〒693-0004 島根県出雲市渡橋町 253 番地 1

電 話：(0853)21-6923